

○ 令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項及び第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年2月12日

沖縄県知事 玉城 康裕

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

0.1トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
沖縄県くろまぐろ（小型魚）漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

270.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業	268トン	2.0トン
前期（4月1日から同年7月31日）	250.7トン	0トン
後期（8月1日から翌年3月31日）	7.3トン	1.0トン
太平洋沿岸	10.0トン	1.0トン